② 特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外
・ＮＡＴＭ工法により施工した設計内空断面積が40㎡以上で延長0.3㎞以上あるトンネルの工事（上下線などの複数のトンネルでの延べ延長は施工実績として認めない。）

⑸ 次に掲げる基準を満たす現場代理人及び主任（監理）技術者を当該工事に配置できること。
① 専任の主任（監理）技術者が、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の国家資格を有する者であること。
なお、専任を要する期間は、工事現場が稼動（準備工事を含む）している期間とする。
② 配置予定技術者の工事経験　現場代理人、主任（監理）技術者のうち１名以上が、平成13年度以降に元請けとして竣工した、次に掲げる施工実績を有すること。また、現場代理人の他、複数の主任（監理）技術者を配置することができることとする。なお、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。異工種の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ施工実績として認める。なお、現場代理人としての実績においては、この限りでない。
・ＮＡＴＭ工法により施工した設計内空断面積が40㎡以上で延長0.3㎞以上あるトンネルの工事（上下線などの複数のトンネルでの延べ延長は施工実績として認めない。）
③ 専任の主任（監理）技術者を配置する場合にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお恒常的雇用関係とは、技術資料提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。
④ 監理技術者にあっては、技術資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑹ 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域１」において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。

⑺ 共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。
① 各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。
② 各構成員が当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。
③ 中日本高速道路株式会社が別に定める共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。
④ 各構成員の出資比率が30%以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

⑻ 上記１に示した工事に係る設計業務等の請負人又は当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずるものとして、公共工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3　総合評価に関する事項

⑴ 総合評価落札方式の仕組み　本工事の総合評価落札方式は、競争参加資格確認資料の提出に併せて総合評価提案資料を提出いただき、当該資料に記載された技術提案内容の評価による技術評価点と、入札書の価格により算定される価格評価点とを加算した総合評価点が最も高い者を落札者とする総合評価落札方式である。

その概要を以下に示すが、具体の技術的要件及び入札時の評価に関する基準については、入札説明書による。

⑵ 評価項目及び評価基準　工事目的物の性能・機能に関する事項、社会的要請に関する事項の評価項目及び評価基準は下記のとおりとし、提案書が所定の枚数を超える場合、提案書の本文１行あたりの文字数が48文字を超える場合、または１ページあたりの行数が42行を超える場合は不採用とする。

また、評価項目①～③に関する提案は、それぞれ最大５提案まで、評価項目④に関する提案は最大２提案までとし、その評価項目に対する提案の有効性を、評価指標をもとに、総合的に評価するものとする。なお、所定の提案数を超えている場合はその評価項目に関するすべての提案は不採用とする。

社会的要請に関する事項
① 土運搬における一般道（国道151号及び国道257号）の通行人、通行車両に対する更なる安全対策　共通仕様書及び設計図書に示す標準案と比較して、提案を下記の評価指標をもとに、提案者の優劣を相対的に評価
② 乗本トンネル（上下線）と既設水路トンネル（豊川用水）の近接交差区間におけるトンネル施工及び計測工　設計図書に示す標準案と比較して、提案を下記の評価指標をもとに、提案者の優劣を相対的に評価
③ 栗衣地区に対するトンネル掘削時の更なる振動・騒音対策　設計図書に示す標準案と比較して提案を下記の評価指標をもとに、提案者の優劣を相対的に評価
④ 地球温暖化防止対策の推進を目的として、土運搬（ずり処理を含む）に使用するダンプトラックのＣＯ₂削減に寄与する改善等　設計図書に示す標準案と比較して提案を下記の評価指標をもとに、提案者の優劣を相対的に評価　評価指標は下記のとおりとする。
㋐ 優　標準案に比べ、非常に優れているもの。
㋑ 良上　良に比べ、やや優れているもの。
㋒ 良　標準案に比べ、優れているもの。
㋓ 良下　良に比べ、やや劣るもの。
㋔ 可　標準案又は標準案と同等であるもの。
※標準案とは、設計図書、共通仕様書、施工管理要領等の基準をいう。

⑶ 評価点の付与方法　評価項目①～④の項目別配点については、評価基準により優／良上／良／良下／可を判定し、判定結果に応じ次のとおり付与する。
【判定方式】
① 土運搬における一般道（国道151号及び国道257号）の通行人、通行車両に対する更なる安全対策　項目別配点　優30点・良上22.5点・良15点・良下7.5点・可０点
② 乗本トンネル（上下線）と既設水路トンネル（豊川用水）の近接交差区間におけるトンネル施工及び計測工　項目別配点　優30点・良上22.5点・良15点・良下7.5点・可０点
③ 栗衣地区に対するトンネル掘削時の更なる振動・騒音対策　項目別配点　優30点・良上22.5点・良15点・良下7.5点・可０点
④ 地球温暖化防止対策の推進を目的として、土運搬（ずり処理を含む）に使用するダンプトラックのＣＯ₂削減に寄与する改善等　項目別配点　優10点・良上7.5点・良５点・良下2.5点・可０点

⑷ 落札者の決定方法　総合評価提案資料に記載された内容の評価による技術評価点に係数αを乗じた値と、契約制限価格の範囲内にある入札書の価格により算定される価格評価点に0.5を乗じた値を加算した総合評価点の最も高い者を落札者とする。

総合評価点数の算出方法は、以下のとおりとする。
① 総合評価点　（技術評価点×α）+（価格評価点×0.5）　αの値は「0.2」とする。
② 技術評価点　各評価項目における項目別配点の合計点（満点100点）